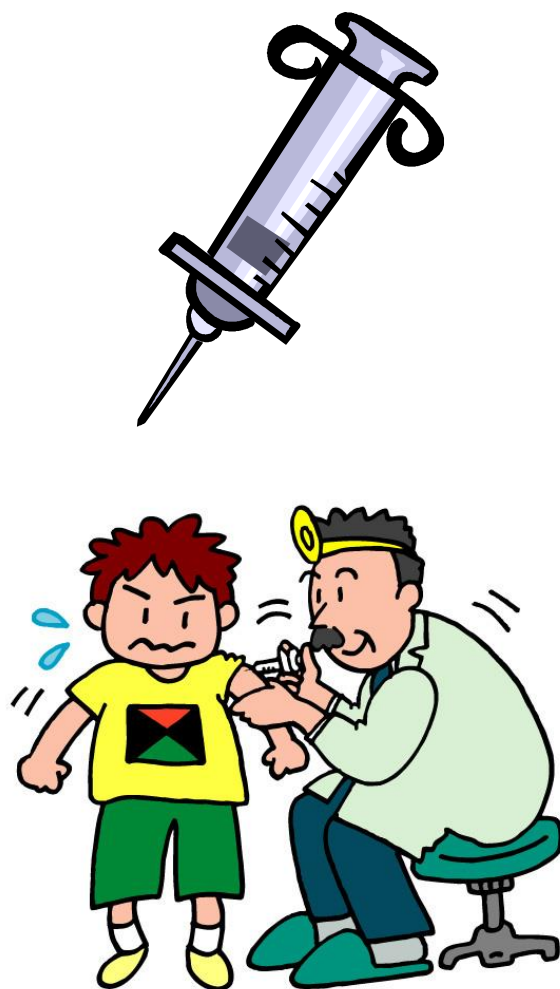


第 6 予防接種事業



1 予防接種事業

(1) 乳幼児等の予防接種事業

ア 目的

接種を受けた個人に免疫を付けることにより感染及び発症の予防、症状の軽減を図る。また、感染症の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

予防接種法

予防接種法施行令

予防接種法施行規則

予防接種実施規則

定期接種実施要領

ウ 対象

予防接種の種類	対象年齢
ヒブ (Hib)	生後2か月～生後60か月（5歳）に至るまでの間
小児用肺炎球菌	生後2か月～生後60か月（5歳）に至るまでの間
4種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	【1期】生後3か月～生後90か月（7歳6か月）に至るまでの間
三種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風)	【1期】生後3か月～生後90か月（7歳6か月）に至るまでの間
ポリオ	生後3か月～生後90か月（7歳6か月）に至るまでの間
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	【2期】11歳～13歳未満
BCG	生後1歳に至るまでの間
水痘	生後12か月～生後36か月（3歳）に至るまでの間
麻しん風しん混合	【1期】生後12か月～生後24か月に至るまでの間
	【2期】5歳～7歳未満で、小学校就学前の1年間
日本脳炎	【1期】生後6か月～生後90か月（7歳6か月）に至るまでの間
	【2期】9歳～13歳未満
	【特例対象者】平成7年4月2日生～19年4月1日生の者は20歳未満 【準特例対象者】平成19年4月2日生～21年10月1日生の者は1期未接種分について9歳～13歳未満の間
HPV（子宮頸がん予防）	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
B型肝炎	生後0か月～1歳に至るまでの間

エ 対応者

指定医療機関及び県内接種協力医、契約医療機関、保健師、看護師、事務職員、母子愛育班員

オ 内容

健康福祉センターで行う「集団予防接種」、市内指定医療機関で行う「個別予防接種」のほか、「埼玉県住所地外定期予防接種（インフルエンザを除く）相互乗り入れ」制度に基づく県内接種協力医等により予防接種を実施している。

カ 実績

接種状況（延べ接種者数）

単位：人

年度 予防接種の種類	R 1	H 3 0	対比
ヒブ（H i b）	3, 4 2 1	3, 7 1 1	－ 2 9 0
小児用肺炎球菌	3, 5 0 4	3, 7 2 9	－ 2 2 5
4 種混合 （ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）	3, 5 6 3	3, 7 2 5	－ 1 6 2
ポリオ	2	2 7	－ 2 5
二種混合 （ジフテリア・破傷風）	9 5 3	9 2 0	3 3
B C G	7 6 2	9 6 0	－ 1 9 8
水痘	1, 7 6 3	1, 9 3 7	－ 1 7 4
麻しん風しん混合	1, 9 3 4	2, 0 8 3	－ 1 4 9
日本脳炎	4, 7 4 4	5, 0 3 8	－ 2 9 4
H P V（子宮頸がん予防）	1 0	2 8	－ 1 8
B型肝炎	2, 5 2 4	2, 6 8 9	－ 1 6 5

キ 事業の経過

昭和 2 3 年 7 月、予防接種法施行

昭和 2 6 年、結核予防法が制定

昭和 3 3 年 4 月、予防接種法が改正され、対象疾病から、しょう紅熱が削除、
二種混合（D T）ワクチン（ジフテリア・百日せき）が追加

昭和 3 9 年、ポリオ生ワクチンが定期接種になる

昭和 4 3 年、三種混合（D P T）ワクチン（ジフテリア・百日せき・破傷風）
が定期接種になる

昭和 5 1 年 6 月、予防接種法が改正され、予防接種による健康被害について
法的救済制度が創設

昭和 5 2 年 8 月、風しんワクチンが定期接種（中学生女子）になる

昭和 5 3 年 1 0 月、麻しんが定期接種になる

平成元年4月、MMRワクチン（麻しん・おたふくかぜ・風しん）接種が始まる

平成5年4月、MMRワクチン実施見合わせになる

平成13年11月、予防接種法が改正され、一類（百日咳、ジフテリア、破傷風、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎）と二類（高齢者のインフルエンザ）に類型化される

平成16年、結核予防法が改正され、ツベルクリン反応が廃止になり、BCG直接接種及び接種年齢が生後0日以上6か月未満となる

平成17年5月、日本脳炎ワクチン定期接種の積極的勧奨の差し控え勧告

平成17年7月、日本脳炎Ⅲ期接種が廃止

平成18年4月、麻しん風しん混合（MR）ワクチンの2回接種（第1期、第2期）が導入

平成18年6月、麻しん及び風しん定期予防接種において、単独ワクチンも接種可能になる
平成18年3月31日までに麻しん、風しんの単独ワクチンを接種した者も第2期の接種が可能となる

平成20年4月、麻しん及び風しん定期予防接種において、5年間の時限的措置として、中学1年生及び高校3年生に相当する者に対する、第3期、第4期の麻しん風しん混合ワクチンが導入
これに伴い、定期の予防接種実施要領が改正

平成21年6月、日本脳炎定期予防接種第1期において、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンが使用可能となる

平成22年3月、日本脳炎ワクチンの使用期限が到来したことにより、これ以降、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを用いることが周知される

平成22年4月、日本脳炎の接種勧奨が、標準的な年齢（3歳4歳児）に再開

平成23年5月20日、政令・省令改正により日本脳炎の対象者（平成7年6月1日生まれ～平成19年4月1日生まれ）が、特例として追加

平成24年7月31日、政令改正により、同年9月1日からのポリオの予防接種において、生ワクチンの使用を止め、不活化ワクチンを使用し、接種回数も2回から4回へ変更
ただし、この改正で定期の予防接種となったのは、3回目までに限定された

平成24年9月28日、政令改正により、同年11月1日から4種混合（DPT－IPV）ワクチンが導入

平成24年10月23日、実施要領改正により、同年11月1日からポリオの4回目の接種が定期化

平成25年1月30日、政令・省令改正により、同日から長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった等により定期の予防接種の機会を逸した者について、当該機会が確保される

平成25年2月1日、政令改正により、同年4月1日から日本脳炎の対象者（平成7年4月2日生まれ～平成7年5月31日生まれ）が、特例として追加。また、結核の予防接種の対象年齢が生後1歳に至るまでの間となる

平成25年3月30日、予防接種法が改正され、同年4月1日からHib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症がA類疾病に追加され、定期の予防接種の対象となる

これにより、平成23年度から実施していた「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業実施概要」に基づく予防接種費用の助成は終了
麻しん及び風しん予防接種の第3期、第4期が終了

平成25年6月14日、厚生労働省からHPV（子宮頸がん予防）ワクチンの積極的な接種勧奨の差し控えが勧告

（まれに重篤な副反応としてけいれんや歩行障害、四肢に力が入らなくなるギラン・バレー症候群等が報告されていることを受け、その発生頻度や病態等が明らかにされるまでは積極的に勧奨すべきではないとされたため）

平成25年11月1日、省令改正により、小児用肺炎球菌感染症の予防接種に使用するワクチンを沈降7価肺炎球菌結合型ワクチンから沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンに変更

平成26年7月16日、政令・省令改正により、同年10月1日から水痘がA類疾病に追加され、定期の予防接種の対象となる

平成28年10月1日、予防接種施行令が改正され、B型肝炎予防接種がA類疾病に追加され定期の予防接種となる

ク まとめ

出生数の減少により乳児期に接種する予防接種の接種者数は、減少傾向にある。また、健康福祉センターで行うBCG接種（集団接種）の3月実施を延期

にする等、新型コロナウイルス感染症の影響も減少理由として考えている。今後は、新型コロナウイルス感染症に対する影響を考えつつ、予防接種の周知をしていきたい。

(2) 高齢者インフルエンザ予防接種事業

ア 目的

高齢者のインフルエンザへの感染の防止を図り、もって高齢者の健康増進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

予防接種法

予防接種法施行令

予防接種法施行規則

予防接種実施規則

定期接種実施要領

入間市高齢者のインフルエンザ予防接種事業実施要綱

ウ 対象

インフルエンザ予防接種を希望する者のうち、接種日に65歳以上の者及び接種日に60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に極度の障害のある者又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害のある者（いずれも身体障害者手帳1級相当の障害）

エ 対応者

指定医療機関等及び県内接種協力医、保健師、事務職員

オ 内容

毎年10月20日から翌年1月31日まで、指定医療機関等で行う「個別予防接種」のほか、「埼玉県住所外インフルエンザ予防接種相互乗り入れ」制度に基づき、県内の接種協力医により予防接種を実施している。令和元年度の自己負担は原則1,500円。

カ 実績

接種状況

単位：人

年度	区分	対象者	接種者	接種率 (%)	再掲		
					指定 医療機関等	相互 乗り入れ	その他
R1		42,048	18,054	42.94	15,067	2,977	10
H30		41,036	16,530	40.28	13,852	2,669	9
対比		1,012	1,524	2.66	1,215	308	1

※その他：依頼書による接種等

キ 事業の経過

平成13年度、事業の開始

平成16年度、埼玉県住所地外インフルエンザ予防接種相互乗り入れ制度開始

ク まとめ

令和元年度は、前年度と比較し、接種者数・接種率ともに増加した。例年まん延する感染症であるため、今後も周知の徹底を図っていきたい。

(3) 高齢者肺炎球菌感染症予防接種事業

ア 目的

高齢者の肺炎球菌感染症を予防、かつ、高齢者の健康増進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

予防接種法

予防接種法施行令

予防接種法施行規則

予防接種実施規則

定期接種実施要領

入間市高齢者の肺炎球菌感染症予防接種事業実施要綱

ウ 対象

肺炎球菌予防接種を希望する者のうち、年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる者及び、接種日に60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に極度の障害のある者又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害のある者（いずれも身体障害者1級程度の障害）。ただし、既に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある者は対象外。

※令和元年度については、100歳以上の方も対象

エ 対応者

指定医療機関等及び県内接種協力医、保健師、事務職員

オ 内容

市内指定医療機関で行う「個別予防接種」を実施している。令和元年度の自己負担は原則5,000円。

※平成26年10月1日からは、「埼玉県住所地外定期予防接種（インフルエンザを除く）相互乗り入れ」制度に基づく県内接種協力医、契約医療機関等でも実施

カ 実績

接種状況

単位：人

区分 年度	対象者	接種者	接種率（％）
R 1	6, 2 7 4	1, 8 2 1	2 9. 0 2
H 3 0	8, 5 8 3	3, 4 8 1	4 0. 5 6
対比	－ 2, 3 0 9	－ 1, 6 6 0	－ 1 1. 5 4

キ 事業の経過

平成 2 1 年度、事業の開始

接種期間は 1 1 月 1 日から翌年 1 月 3 1 日まで

平成 2 2 年度、過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことがある者も対象とした

平成 2 3 年度、ワクチン不足により接種期間を 3 月末まで延長

平成 2 4 年度、接種者数の拡大をはかるため、接種期間を 3 月末までとした

平成 2 5 年度、接種期間を通年とした

平成 2 6 年度、1 0 月 1 日以降定期接種として実施されるようになる

平成 3 0 年度までの対象者は、「年度内に 6 5 ・ 7 0 ・ 7 5 ・
8 0 ・ 8 5 ・ 9 0 ・ 9 5 ・ 1 0 0 歳になる方」とした

平成 2 7 年 3 月、入間市の独自補助は終了

令和元年度、令和 5 年度までの 5 年間、再度、定期接種の対象を「年度内に 6
5 ・ 7 0 ・ 7 5 ・ 8 0 ・ 8 5 ・ 9 0 ・ 9 5 ・ 1 0 0 歳になる方」
とした

ク まとめ

高齢者肺炎球菌感染症予防接種は、平成 2 6 から 3 0 年度の 5 年間に既に接種を受けている方がおり、令和元年度については、新たに 6 5 歳になる方、及び年度内に 7 0 ・ 7 5 ・ 8 0 ・ 8 5 ・ 9 0 ・ 9 5 ・ 1 0 0 歳になる方と 1 0 0 歳以上の方のうち、過去に肺炎球菌感染症予防接種を受けていない方が対象となっていることから、対象者・接種者ともに前年度より減少している。

(4) 風しん予防接種費用助成事業

ア 目的

風しんの感染を予防するための予防接種を受ける者に対し、当該予防接種費用を助成することにより、その接種率を高め、もって先天性風しん症候群を予防することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

入間市風しん予防接種費用助成金交付要綱

ウ 対象

風しん抗体検査等の結果、予防接種を受ける必要があるとされた者で、妊娠を予定し、又は希望している女性で１９歳以上４９歳以下の者、及び風しんの抗体価が低いとされた妊娠している女性の夫、胎児の父又は同居者で１９歳以上の者

エ 対応者

保健師、事務職員

オ 内容

風しんの予防接種を受けた助成の対象者から、書面により助成金の交付申請を受け付け、審査の結果、交付が決定すると、申請者に対し助成金（上限３，０００円）を交付

カ 実績

交付状況

単位：人

年度 \ 区分	交付者	再掲	
		女性	男性
R 1	3 5	3 0	5
H 3 0	6 6	5 8	8
対比	－ 3 1	－ 2 8	－ 3

キ 事業の経過

平成２５年度、事業の開始

平成２６年度、対象の条件に「風しん抗体検査等の結果、予防接種を受ける必要があるとされた者」を加えて、通年で実施

ク まとめ

妊婦が風しんウイルスに感染すると胎児にも感染し、先天性風しん症候群を発症する可能性があるため、平成２５年度より事業を開始した。令和元年度は、風しんの流行が収まり、申請者数が減少した。

（５）風しん追加対策事業

ア 目的

平成３０年７月以降風しんの患者数が増加しており、特に３０代から５０代の男性の患者が増加している。このうち、昭和３７年４月２日から昭和５４年４月１日の間に生まれた男性は、公的な予防接種の機会がなく、風しん抗体保有率が他の世代と比べて低い状況である。

このため、平成３１年４月から令和４年３月３１日までの３年間、風しんの抗体検査及び予防接種を実施し、当該世代の男性の抗体保有率を上昇させることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

入間市風しん追加対策事業実施要綱

ウ 対象

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性

エ 対応者

指定医療機関等及び全国実施協力医（集合契約）、保健師、事務職員

オ 内容

対象者には、市から風しん抗体検査及び予防接種に係るクーポン券が送付され、そのクーポン券を指定医療機関へ持参し、まず抗体検査を受ける。抗体検査の結果、風しん抗体価の基準値を下回った方が予防接種の対象となり、クーポン券を使って予防接種を実施する。

※令和元年度は、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性にクーポン券を発行。昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男性は希望者に対し発行。

カ 実績

実施状況

区分 年度	対象者	抗体検査	予防接種	受検（接種率）	
				抗体検査	予防接種
R 1	8, 234	1, 809	312	21. 97	3. 79

※この実績の対象者は、令和元年度にクーポン券を発行した人数。

キ 事業の経過

令和元年度、事業開始

ク まとめ

この事業の国の目標値は、抗体検査は約60%、予防接種は約20%（全対象者実施率）であるが、令和元年度の実績のままでは達成する可能性は低い。なお、令和2年度には残りの対象者へクーポン券を送付し、実施期間は令和3年度までである。